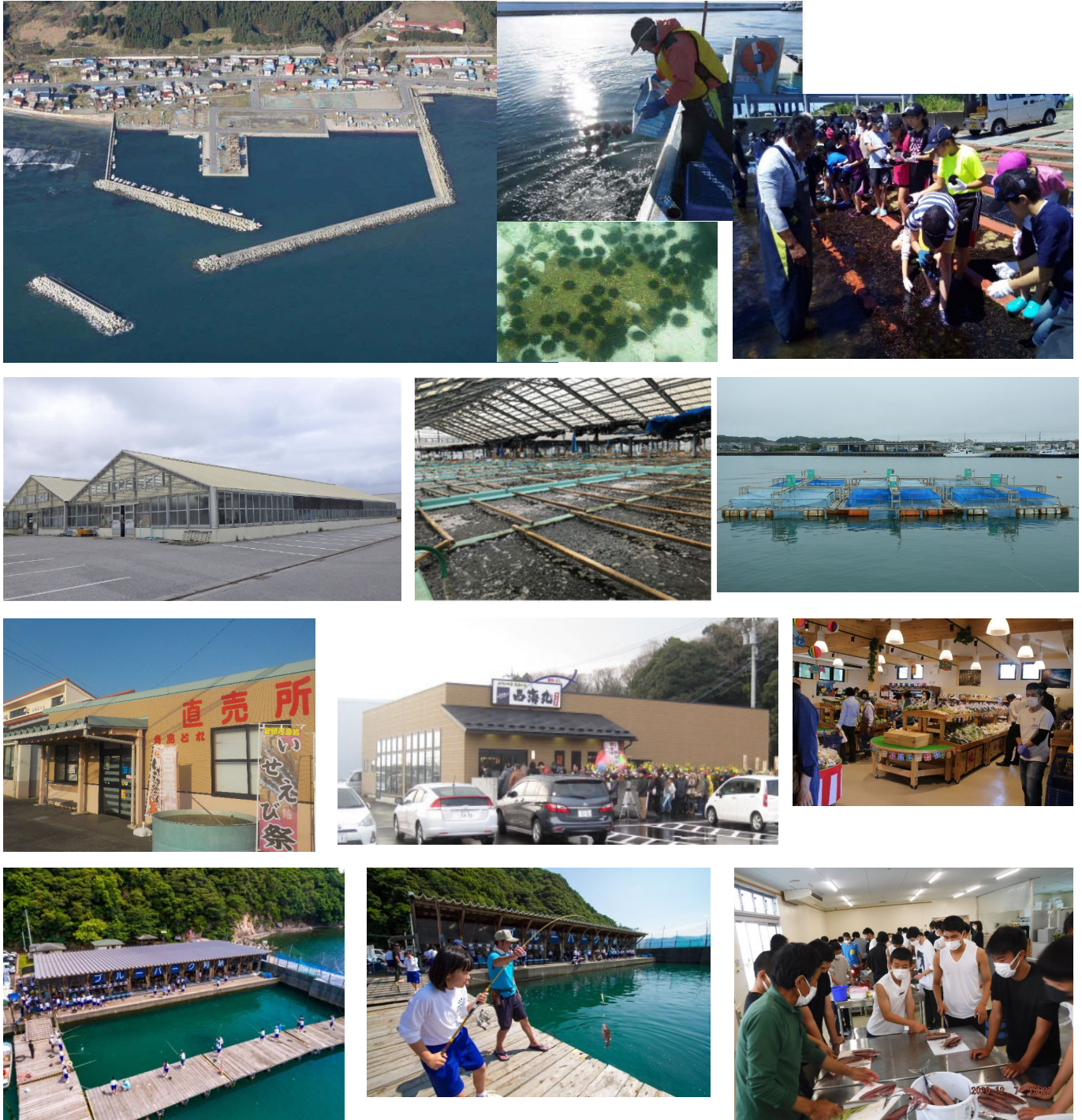


漁港施設の有効活用 ガイドブック



令和3年8月
水産庁
漁港漁場整備部

目次

- はじめに ……1
- 漁港施設の有効活用のイメージ ……3
- 漁港施設(水域・陸域)の主な活用方法は？ ……4
- 漁港施設の利用に関する制度とは？ ……5
- 有効活用に向けた施設整備にはどのような支援制度
が活用できるか？ ……6
- 民間事業者による有効活用を推進する際の留意点とは？
……7
- 漁港施設を有効活用している事例が知りたい ……8

■はじめに

漁港は、漁業者をはじめとした水産関係者により、水産物の生産・流通・加工の拠点、漁船係留や避難基地などに利用されていますが、一部の漁港では、漁業者の減少・高齢化や地域の漁業情勢の変化等により、漁船や陸揚量が減少したため、漁港の施設や用地に余裕が生まれています。

そのような中、利用頻度が減少した漁港の水域を増殖場として活用したり、漁港用地を水産物の直販所などの交流の場や陸上養殖の場として活用するなど、「漁港施設の有効活用」により、新たな漁業生産や漁村のにぎわい創出につなげている地域も増加しています。

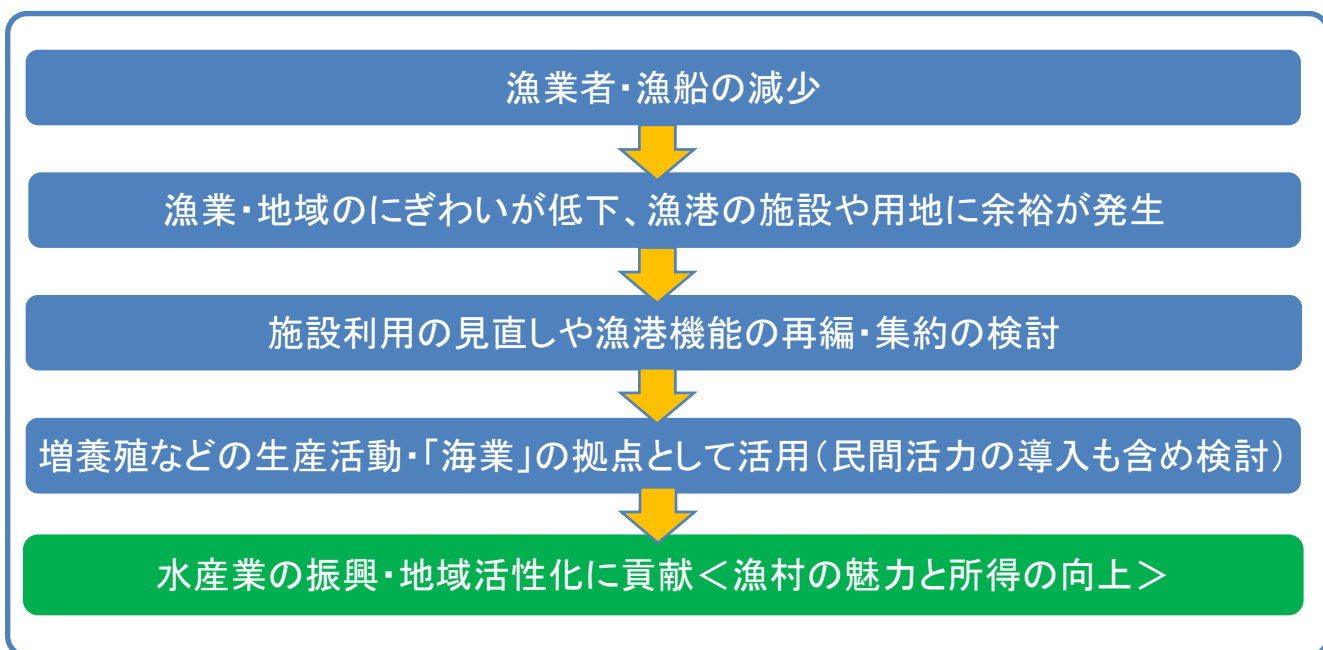
「漁港施設の有効活用」とは、漁業の根拠地として地域の漁業実態から必要となる漁港機能は確保した上で、漁港の水域・陸域を増養殖などの生産活動や「海業」※の拠点として活用し、漁村の魅力と所得の向上を目指す取り組みです。

全国の約4分の1の漁港では、余裕が生じた施設・用地・水域の有効活用の必要性を漁港管理者が認識しているなど、漁村の人口減少や高齢化が進み、漁業者や漁船の減少が続くと想定される中、水産業振興や地域活性化のために、漁港施設の有効活用を推進することが重要となっています。

本ガイドブックは、主に漁港施設の有効活用に取り組もうとする漁港管理者や水産関係者の方々に対し、漁港施設の有効活用に関する基礎的な情報や背景、制度、留意すべきプロセス、全国の取組事例等を取りまとめ、紹介するものです。

※「海業」:漁村の人々が、海や漁村に関する地域資源の価値や魅力を活用して所得機会の増大等を図る取組

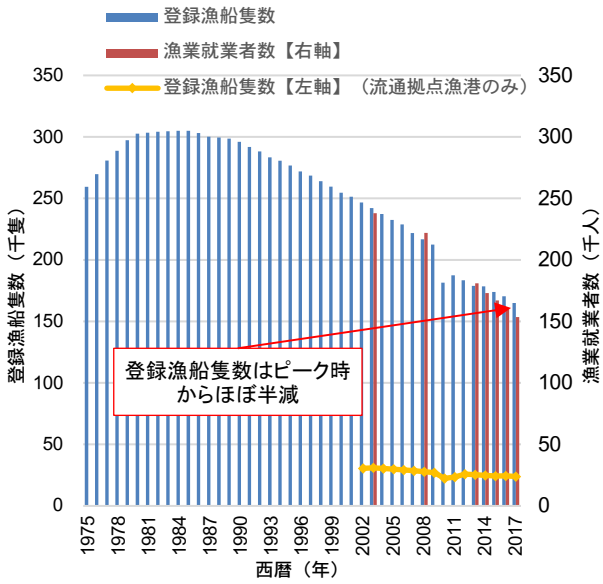
<漁港施設の有効活用推進のイメージフロー>



なお、本ガイドラインは、令和3年7月末時点の制度や情報を基に作成していますが、漁港施設の有効活用に関する更なる検討による新たな知見や情報、取組事例などを踏まえ、今後、内容の更新を重ねていく予定です。

<参考: 関連データ等>

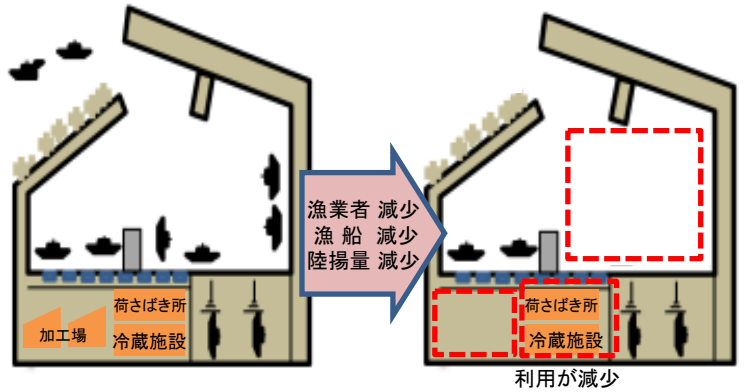
<登録漁船隻数と漁業就業者数の推移>



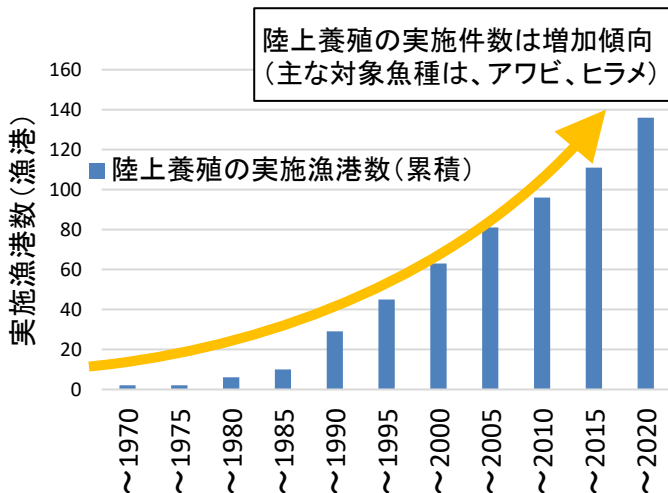
<漁港の利用状況の変化>

以前は漁港施設が適切に利用されていたが...

漁業情勢の変化により、次第に余裕が生じた施設・用地・水域が増加



<陸上養殖を実施している漁港数の推移>

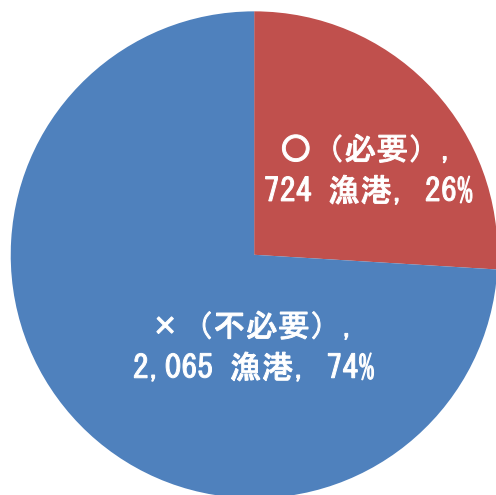


<漁村における交流施設数の推移>

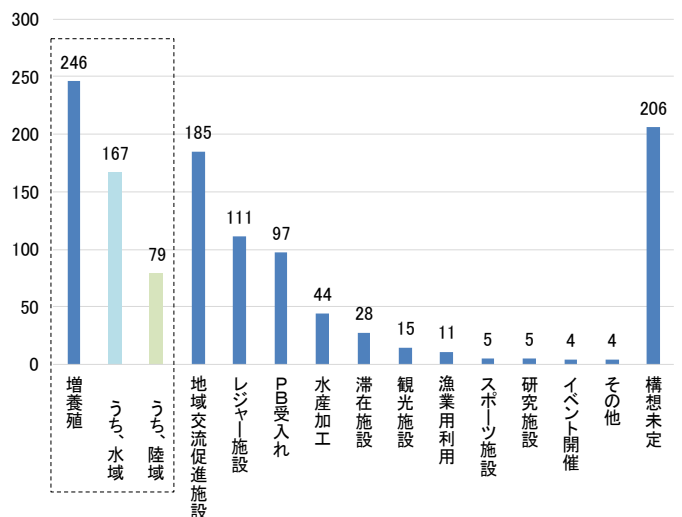
	H29	H30	R1
水産直売所等の交流施設(箇所)	1,371	1,390	1,451
(※参考) 交流人口(千人)	19,854	20,024	20,222

<有効活用の必要性を認識している漁港と活用意向>

全国の漁港の約4分の1の漁港では、漁港管理者が余裕の生じた施設・用地・水域の活用促進の必要性を認識しており、その施設(スペース)を増養殖や地域交流の場等としての活用意向がある一方で、具体的な活用案が決まっていない漁港も見受けられます。



漁港数



漁港施設の活用促進の必要性を認識している漁港

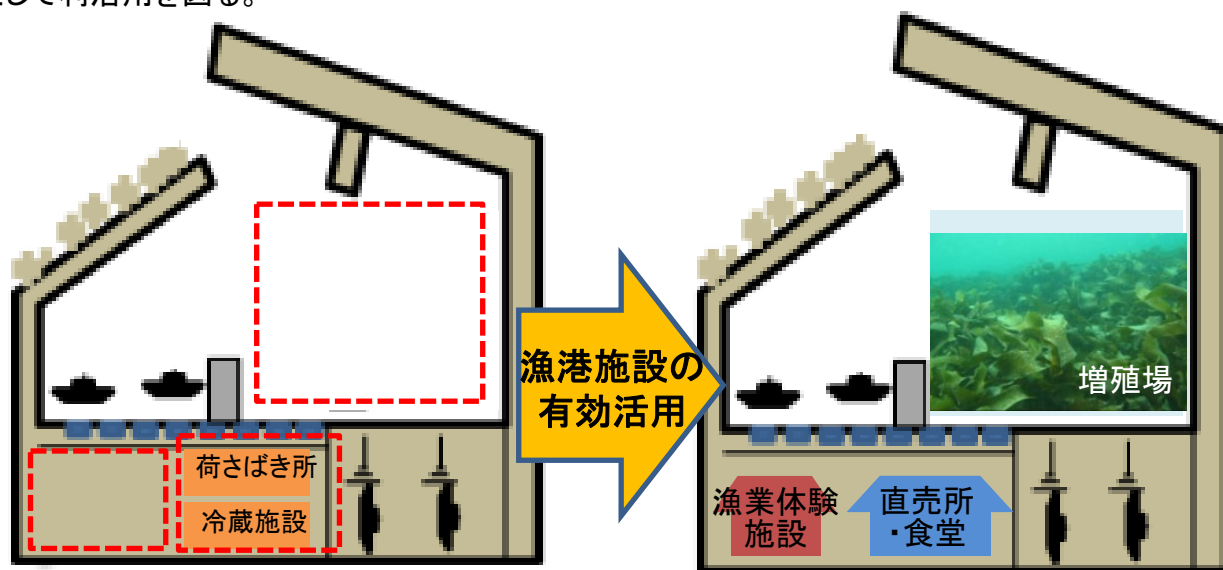
漁港施設の具体的な活用意向

■ 漁港施設の有効活用のイメージ

○ 余裕が生じている漁港施設を、現在の漁業実態や利用状況にあわせて、当該漁港内又は近隣の漁港間で、施設利用の見直しを行い、必要に応じて規模の適正化や再編・集約などを実施した上で、余裕の生じた施設・用地・水域を、新たな生産の場や交流の場などに利活用することが重要となります。

＜有効活用のイメージ＞

漁船の減少や陸揚量の減少等により、余裕が生じている漁港水域や陸域について、現在の漁業実態や利用状況に合わせて、関係者と調整の上、施設利用の見直しを行い、創出されたスペースを活用して、地域水産業や漁村の活性化に資するよう、新たな漁業生産や地域交流の場として利活用を図る。



漁業情勢の変化により、次第に余裕の生じた施設・用地・水域が増加

漁業生産増大やにぎわい創出の場として有効活用することで、水産業振興・地域活性化を図る



漁港を活用した増養殖



漁村の特性を活かした体験



海釣り



水産直売所

■ 漁港施設（水域・陸域）の主な活用方法は？

- 余裕が生じた漁港の施設・用地・水域については、増殖場などの水産業の振興に資する施設や、直売所などの地域活性化等に資する施設の設置による有効活用が可能です。
- ただし、有効活用を行う際には、漁港関係補助事業により取得した補助財産（漁港施設用地を含む。）の場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「適正化法」という。）に基づく財産処分の承認等が必要となる場合があることにご留意ください。

< 漁港施設の有効活用における主な活用方法 >

活用する場所	活用方法	期待される主な効果
水域（泊地）	蓄養・養殖水面	水産物の高付加価値化 魚価の安定 漁家収入の向上
	増殖場	水産物の高付加価値化 魚価の安定 資源量の増加 漁家収入の向上
	釣り体験施設	交流人口の増加 地元水産物の消費拡大
	プレジャーボート係留・保管施設	交流人口の増加
陸域（施設、用地）	陸上養殖施設	水産物の高付加価値化 漁家収入の向上
	直売所・食堂	交流人口の増加 地元水産物の消費拡大 漁家収入の向上
	漁業体験施設	交流人口の増加

< 有効活用にあたっての留意点 >

○ 適正化法の財産処分の承認

漁港関係補助事業により取得した補助財産で、

- ・処分制限期間を経過していない補助財産を当該補助目的以外に利用しようとする場合
- ・漁港施設用地を地方公共団体や漁協が漁港漁場整備法第3条に掲げる施設以外の用地に利用しようとする場合
- ・民間事業者が漁港施設用地を利用しようとする場合

については、適正化法に基づく目的外使用承認等の財産処分の承認を得る必要があります。

○ 漁港台帳の整理

漁港台帳の備考欄に、目的外使用の承認年月日及び承認番号を記載。（必要に応じて、使用者、有効利用内容を記載）

■ 漁港施設の利用に関する制度とは？

- 民間事業者等は、漁港の区域内の水域や漁港施設(その用地を含む。)について、漁港管理者から占有許可又は貸付けを受けることにより利用することができます。(補助財産の場合には、別途、適正化法の財産処分の承認が必要)
- 平成31年4月に、漁港施設の有効活用の促進を図るため、漁港施設の占有や貸付けによる利用に関する規制緩和を行っています。

＜漁港の水域等の占有許可と漁港施設の貸付制度＞

漁港の水域等の占有許可

漁港の区域内の水域又は公共空地の一部を占有して施設を設置する場合は、漁港漁場整備法に基づき漁港管理者の許可を、また、漁港管理者が管理する漁港施設(水域施設を除く。)を占有して施設を設置等する場合は漁港管理条例に基づき漁港管理者の許可を受ける必要があります。

【根拠規定】 漁港漁場整備法第39条第1項～第3項、漁港管理条例

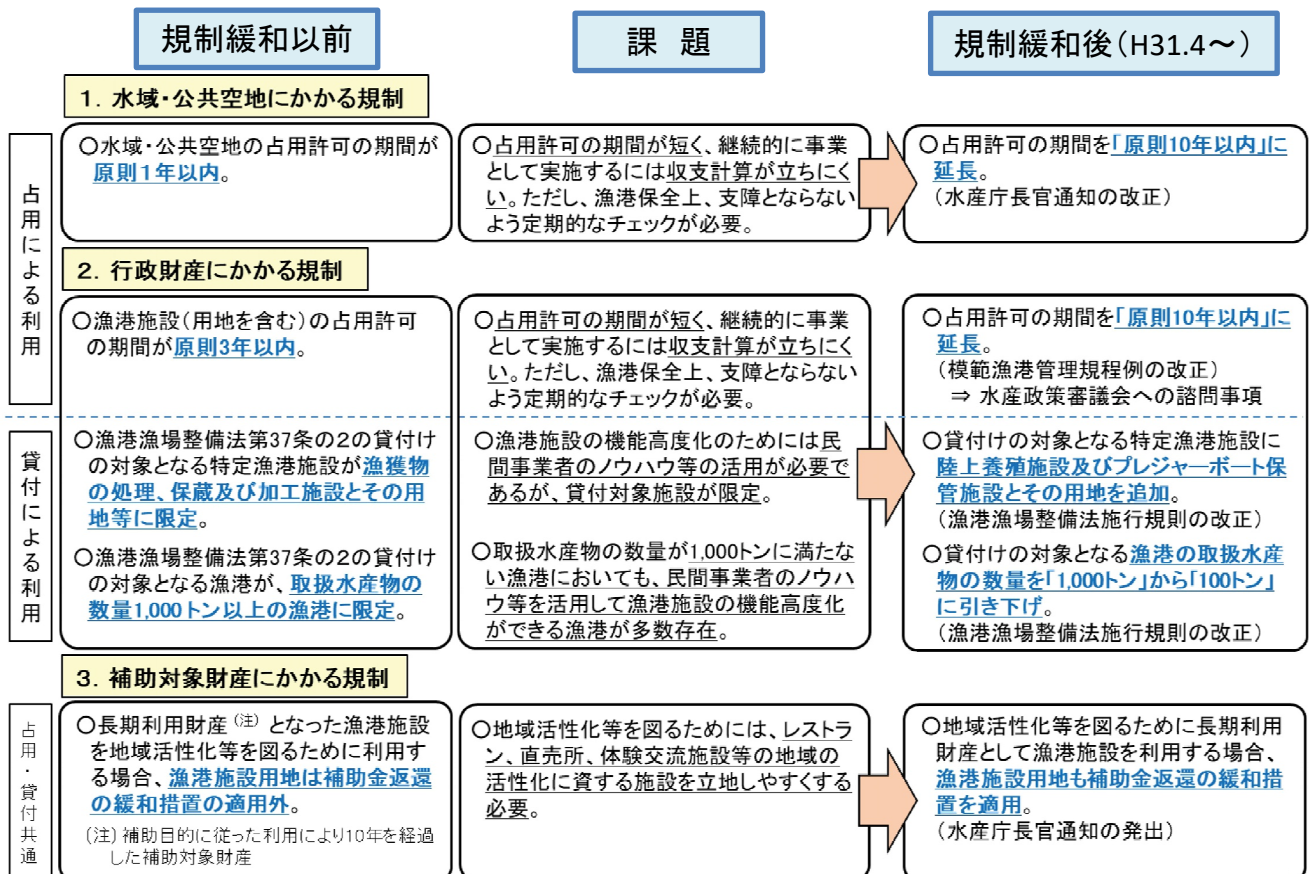
漁港施設の貸付制度

民間事業者の申請に基づき漁港管理者が認定した当該民間事業者が、漁獲物の処理、保蔵及び加工の用に供する施設等の運営の事業を行い、水産物の衛生管理の方法の改善、流通に係る業務の効率化等を図る場合には、行政財産である漁港施設の貸し付けが可能となっています。

【根拠規定】 漁港漁場整備法第37条の2、漁港漁場整備法施行規則第11条の2～第11条の9

【事業者の認定基準】 必要な資力及び信用を有していること、特定漁港施設の機能の高度化に関する知識及び技術を有していること

＜漁港施設の有効活用の促進にかかる規制緩和（H31.4～）＞



■有効活用に向けた施設整備にはどのような支援制度が活用できるか？

○有効活用に資する施設整備に対しては、施設の種類に応じて様々な支援制度の活用が可能です。

<整備に活用可能な主な支援制度>

活用場所	活用方法	施設整備に活用可能な主な支援
水域	蓄養・養殖水面	水産基盤整備事業、漁港機能増進事業
	増殖場	水産基盤整備事業、漁港機能増進事業
	釣り体験施設	農山漁村振興交付金
	プレジャーボート係留・保管施設	地方創生港整備推進交付金、浜の活力再生・成長促進交付金、農山漁村振興交付金
陸域	陸上養殖	漁港機能増進事業
	直売所・食堂	浜の活力再生・成長促進交付金、農山漁村振興交付金
	漁業体験施設	浜の活力再生・成長促進交付金、農山漁村振興交付金



■ 民間事業者による有効活用を推進する際の留意点とは？

- 民間事業者による漁港の有効活用を進めるに当たっては、漁港で行われている漁業活動に支障のない範囲で行うこととし、あらかじめ漁港の有効活用方針について、地元漁協をはじめ、地域住民、関係団体・企業等からの十分な理解を得た上で推進することが重要です。
- また、公の施設である漁港施設用地等を特定の民間事業者が利用する場合には、公正な手続きによる事業者の選定が求められることに留意が必要です。

<民間事業者による漁港の有効活用推進に向けての検討の流れ>

① 漁港施設の有効活用促進に向けた現況把握

把握すべき事項

- a. 現在の水産業の漁港利用の状況
 - ・地域における水産業の状況はどのようになっているのか。
 - ・現在の漁港施設がどのように利用されているのか。
 - ・有効活用可能な水域・施設・用地の規模はどのくらいあるか。
- b. 漁港利用の将来構想
 - ・将来的な水産業の発展のためにどのような将来構想が策定されているか。
- c. 民間事業者による有効活用に対するニーズ
 - ・民間事業者は漁港施設を活用して何をしたいのか。
 - ・地域住民はどのような機能・施設を望んでいるか。

② 漁港の有効活用方針の検討・作成

有効活用方針の項目例

- ・目指すべき漁港利用の将来像
- ・民間事業者における有効活用を含めた漁港利用のゾーニング
- ・有効活用に資する施設の配置

等

③ 有効活用方針に関する地元関係者(地元漁協、地域住民、関係団体・企業等)との合意形成

合意形成の手法例

- (1) 各関係者へ有効活用方針について、説明し、合意形成を図る
- (2) 関係者の参画する協議会を立ち上げ、その協議会において有効活用方針について合意形成を図る

④ 公正な手続きによる民間事業者の選定

事業者選定における留意点

- ・公正な手続きを行うため、目的や条件、参加資格、選定方法などを明確にした上で、民間事業者を公募すること。

■ 漁港施設を有効活用している事例が知りたい

○別冊の「有効活用事例集」において、全国の水域、陸域の有効活用を実施している漁港における、有効活用実施の背景・きっかけ、具体的な実施内容、活用した事業や行った手続き、有効活用による効果等を紹介しています。

＜「有効活用事例集」において紹介している事例＞

1. 水域の有効活用の事例

活用の種類	No.	所在地	漁港名(よみ)	漁港種別	漁港管理者
①蓄養・養殖水面	1	千葉県 いすみ市	大原(おおはら)	3	千葉県
	2	神奈川県 小田原市	小田原(おだわら)	3	神奈川県
②増殖場	3	北海道 雄武町	元稲府(もといねっぷ)	4	北海道
	4	北海道 木古内町	木古内(きこない)	1	北海道
	5	北海道 乙部町	乙部(おとべ)	2	北海道
	6	北海道 古平町	古平(ふるびら)	3	北海道
	7	秋田県 にかほ市	金浦(このうら)	2	秋田県
	8	石川県 志賀町	富来(とぎ)	4	石川県
	9	京都府 宮津市	養老(ようろう)	2	宮津市
	10	愛媛県 今治市	志津見(しつみ)	1	今治市
	11	長崎県 諫早市	有喜(うき)	2	長崎県
①蓄養・養殖水面 + ②増殖場	12	兵庫県 姫路市	坊勢(ぼうぜ)	2	姫路市

2. 陸域の有効活用の事例

活用の種類	No.	所在地	漁港名(よみ)	漁港種別	漁港管理者
①陸上養殖	13	広島県 福山市	走(はしり)	2	広島県
	14	鳥取県 湯梨浜町	泊(とまり)	2	鳥取県
	15	沖縄県 恩納村	前兼久(まえがねく)	1	恩納村
②直売所	16	青森県 今別町	今別(いまべつ)	1	青森県
	17	富山県 入善町	入善(にゅうぜん)	1	入善町
③食堂	18	宮崎県 宮崎市	青島(あおしま)	2	宮崎県
	19	千葉県 鋸南町	保田(ほた)	2	鋸南町
②直売所 + ③食堂	20	千葉県 南房総市	富浦(とみうら)	1	南房総市
	21	石川県 志賀町	富来(とぎ)	4	石川県
	22	福井県 高浜町	高浜(たかはま)	2	福井県
	23	静岡県 西伊豆町	仁科(にしな)	1	西伊豆町
	24	兵庫県 姫路市	妻鹿(めが)	2	兵庫県
	25	和歌山県 有田市	箕島(みのしま)	2	有田市
	26	和歌山県 和歌山市	和歌浦(わかうら)	3	和歌山県
	27	熊本県 天草市	二江(ふたえ)	2	熊本県
	28	鹿児島県 薩摩川内市	手打(てうち)	4	鹿児島県
	29	沖縄県 読谷村	都屋(とや)	1	沖縄県
④漁業体験施設	30	福井県 小浜市	内外海(うちとみ)	1	小浜市
	31	沖縄県 宮古島市	佐良浜(さらはま)	2	沖縄県
⑤その他	32	長崎県 新上五島町	鯛ノ浦(たいのうら)	2	長崎県
	33	佐賀県 太良町	多良(たら)	1	太良町
	34	三重県 鳥羽市	小浜(おはま)	1	鳥羽市
	35	沖縄県 国頭村	国頭浜(くにがみはま)	1	国頭村

<「有効活用事例集」の紹介内容の例>

2.【水域：蓄養・養殖水面】魚価向上に資するイシダイ蓄養水面としての活用 ：小田原漁港（神奈川県小田原市）

概要

- 小田原漁港では、定置網漁業の漁獲物の安定供給を図るため本港での蓄養に取り組んでいたが、水面が手狭になった。
- 新港西側に蓄養水面を新設。通水口を設けることで海水交換に配慮。イシダイの蓄養を実施。
- 出荷調整やロットを揃えて出荷することにより、単価の上昇に貢献。



背景

- ・地域における水揚の8割を占める定置網漁業の漁獲物の安定供給と、経営改善のための対策が必要。
- ・平成18年より本港で蓄養を開始したが、手狭になった。

有効活用の内容

- ・平成29年より新港の西側に蓄養水面を新設。水産流通基盤整備事業により、防波堤の改良を行い、新港の間に通水口を設けて海水交換にも配慮している。
- ・イシダイ等を蓄養し、ロットをそろえて出荷している。また、港内の底質への影響を考慮し、無給餌としている。
- ・県水産技術センターが、蓄養することで魚価の向上が見込める魚種の研究をするなど、漁業者の活動を支援する体制が構築されている。
- ・メイン魚種としてイシダイを蓄養し、その他、ショウゴ（カンパチ子）、ウマヅラハギ、カワハギ、マダイ、メイチダイ、ワラサ、ヒラマサなど多魚種の蓄養を試みている。

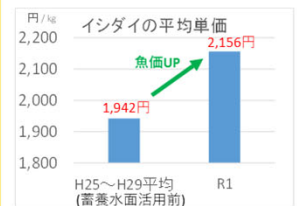
活用した漁港施設	水域
実施時期	平成29年頃～
実施主体	小田原市漁協（定置部）
活用した事業	水産流通基盤整備事業
実施した手続き	占用許可

小田原漁港



効果

- ・イシダイ漁獲量に占める短期蓄養出荷の量は8割以上である（R1年度実績）。
- ・蓄養して出荷調整を行うことにより、平均単価の上昇に貢献している。



- ・通常出荷では、値段の安い小型サイズ(900g以下)のイシダイは1,000円/kgを下回る事があるが、短期蓄養によりまとめて出荷することで1,200～1,300円/kgで出荷する事ができる。

14.【陸域：陸上養殖】漁港施設用地に事業者を公募して陸上養殖施設を設置：泊漁港（鳥取県湯梨浜町）

概要

- 鳥取県は、海面養殖に適した内湾がない上、冬期風浪の影響等で前浜での養殖ができず、養殖業の発展が遅れていた。
- このため、県が海水井戸水を用いた陸上養殖事業に支援する養殖推進事業を展開。
- その結果、民間企業がひらめ、あわびの養殖を実施し、漁業振興や地域活性化に貢献している。



背景

- ・鳥取県は、海面養殖に適した内湾がない上、冬期風浪の影響等で前浜での養殖ができず、養殖業の発展が遅れていた。
- ・一方、陸上養殖には気象・海象の影響を受けにくい等多様なメリットがあり、競争力のある産地づくりを進めるにあたり欠かせない手法の一つ。
- ・事前に県が実施した試掘調査により地下水取水の目処が立っていた。

有効活用の内容

- ・加工場用地等にヒラメ、アワビの陸上養殖施設を整備。
- ・事業者は公募により決定。
- ・養殖施設に隣接して直売所と食堂の整備や、地元醤油業者との連携による商品開発等、養殖以外の事業についても展開。

活用した漁港施設	漁港施設用地（加工場用地等）
実施時期	平成25年
実施主体	湯梨浜振興合同会社（施設の設置者）
活用した事業	陸上養殖起業支援事業（県1/3、市町村1/6）
実施した手続き	財産処分申請（目的外使用）、占用許可、漁港施設用地利用計画変更

効果

- ・陸上養殖により、5.0tのヒラメを生産（R1）。
- ・県内外から見学者が訪れているとともに、海の駅まつり等の開催により、漁港地域における新たな賑わいを創出。



- ・近隣の道の駅における養殖魚を利用した「ひらめのうまか丼」の販売や、地元自治体のふるさと納税返礼品となっている等、地域が一体となって地元水産物のPRを行っている。

泊漁港



陸上養殖施設



■問い合わせ先

水産庁代表 03-3502-8111

<ガイドライン全般>

水産庁 計画課 計画班 (内線: 6843)

<支援制度について>

○水産基盤整備事業に関する事項

水産庁 計画課 計画班 (内線: 6843)

○漁港機能増進事業又は地方創生港整備推進交付金に関する事項

水産庁 計画課 利用調整班 (内線: 6846)

○農山漁村振興交付金※に関する事項

水産庁 防災漁村課 環境整備班 (内線: 6905)

※事業の窓口は、各地方における農政局等になります。

○浜の活力再生・成長促進交付金に関する事項

水産庁 防災漁村課 構造改善施設班 (内線: 6904)

<占用許可・貸付制度について>

水産庁 計画課 管理班 (内線: 6846)